

別表十（五）付表一の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人が措置法第59条の3第1項《特許権等の譲渡等による所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合（当該対象事業年度（同項に規定する対象事業年度をいいます。）前の各事業年度のうちに、同項の規定の適用を受けた事業年度のうちその終了の日が最も遅い事業年度後の事業年度がある場合に限ります。）に記載します。
- 2 「(3)のうち特許権譲受等取引によって生じた金額

4」及び「(2)のうち特許権譲受等取引によって生じた金額13」の各欄の内書には、当該各欄に記載する金額のうち当該法人に係る関連者（措置法第59条の3第2項第1号に規定する関連者をいいます。以下2において同じです。）との間で行った同項第5号イに規定する特許権譲受等取引（同条第6項の規定により当該法人に係る関連者との間で行われた同号イに規定する特許権譲受等取引とみなされたものを含みます。）に係る金額を記載します。